

会 議 録

1. 会議名	平成29年度第3回習志野市健康なまちづくり審議会
2. 開催日時	平成30年2月7日（水）19時30分から21時35分
3. 開催場所	習志野市役所 G F 会議室
4. 出席者	<p>委員：豊崎会長、栗原委員、櫛方委員、長島委員、石丸委員、佐藤委員、佃委員、石川委員、吉見委員、柏木委員 （以上、10名）</p> <p>（欠席5名：鈴木副会長、山森委員、久保委員、田淵委員、内山委員）</p> <p>事務局：健康福祉部 遠山部長、菅原次長、関口健康支援課長、仁王主幹、児玉主幹、中村主幹、塙主幹、森林主査、米納主任主事 都市環境部 滝係長、牧田主任主事 （以上、11名）</p> <p>オブザーバー：1名（習志野健康福祉センター） 傍聴者：3名</p>
5. 概要	<p>1. 開会</p> <p>2. 議事 （1）受動喫煙を防止するための条例について（継続審議） ①前回会議の決定事項の確認 ②ヒアリング内容の報告 ③未決定事項の検討</p> <p>3. その他</p> <p>4. 閉会</p>
6. 担当課	健康福祉部 健康支援課

会議の内容	<p>1. 開会 （豊崎会長） 本日は、前回に引き続き、受動喫煙を防止するための条例につきまして、審議を進めてまいりたいと思います。</p> <p>2. 議事 （豊崎会長）</p>
-------	--

前回の会議で決定した内容等について皆さんのお手元に配布しております。これについて、事務局より説明をお願いいたします。

(関口健康支援課長)

《配布資料》

1. 受動喫煙防止条例に係る審議状況概要

《参考資料》

1. 図 1

2. 図 A

3. 図 B

4. 図 C

まず、お手元に配布いたしました資料ですが、要点整理のために作成したもののほかに、関係者ヒアリングの結果をまとめたものがございます。ヒアリング関係の資料につきましては、後ほど改めて御報告させていただきます。

それでは、前回までの主な決定事項でございますが、一つ目が、市内全域、場所に関わらず、受動喫煙防止の義務を課すということ。これは、罰則を適用する「喫煙禁止」とは別のものとなります。

二つ目が、公共の場所などでの喫煙を禁止するという。これについては、対象とする範囲や、規制のレベルに関して、まだ決定していない部分がございます。

三つ目が、喫煙禁止に違反した人に対して、罰則を設け、過料を徴収するという。これについても、どこを対象範囲とするのか、まだ決定しておりません。

四つ目が、民有地の取り扱いなどについては、関係者ヒアリングを実施した後に、改めて検討をするということ。

以上、4点でございます。

事務局といたしましては、このような結論であったと認識し、資料を作成させていただいておりますが、このうち、一つ目と二つ目、「受動喫煙防止」の義務と、「喫煙禁止」の義務の違いについて、分かりづらい部分があったかと思いますので、資料にまとめてみました。

【表 A】という資料と、【図 1】という資料を御覧ください。それぞれの特徴と、違いを記載しております。どちらも受動喫煙防止を目的とするものでございますが、そのアプローチが異なります。

まず、「受動喫煙防止義務」については、市民が喫煙をしようとする場合に、他の人に受動喫煙させないことを求めるもので、いわば条例の「理念」を義務としたものでございます。「どこで喫煙したか」ということに左右されないというメリットがある反面、違反の事実が客観的に確認できないため、過料を徴収することは難しく、「実効性」という面では難がございしますが、市民への意識づけには大きく寄与するものと思われま

す。続いて、「喫煙の規制」、いわゆる「喫煙禁止」についてでございますが、こちらはその言葉どおり、喫煙行為を禁止しようとするものでございます。

受動喫煙の原因となる「喫煙」自体を禁止することにより、受動喫煙を防ごうというもので、先ほどの「受動喫煙防止義務」とは異なり、理念的なものではなく、具体的な手法として義務を負わせるものでございます。違反の事実が客観的に確認できることから、過料の徴収も可能であり、「実効性」という面では、最も効果があるものと考えられます。

一方で、市民の行動を直接的に規制することとなりますので、十分な議論が必要であろうと思われま

す。【図1】には、「受動喫煙防止義務」と「喫煙の規制」が、それぞれどのようなイメージになるのか、具体的な状況を想定し、記載しております。「喫煙禁止とする対象範囲をどうするのか」ということにもよりますが、これら2つのアプローチを併用することによって、さらに効果的な取り組みができるものと思いま

す。その他の資料でございますが、【表B】については、【表A】の、特に右側と連動するものでございまして、「喫煙禁止」と「過料」について、具体的な組み合わせを示したものでござい

ます。【表C】につきましては、これはまた後ほどのお話になろうかと思いますが、私有地を含めました、細かな区分を具体的に示したものでございます。規制のレベルなどに関わらず、同じ色になっている部分は、同じくくりで規制をすることになろうかと思いま

す。事務局からの資料の説明は以上となります。これまでの会議での決定事項など、ただ今の説明につきまして、認識の違いなどがございましたら、御指摘いただければと思いま

(豊崎会長)

ただいま説明のありました内容について、前回と話が違うとか、確認

したいこと等ありましたらお願いいたします。

(菅原健康福祉部次長)

先ほど御説明いたしました図1について、もう少し具体的に御説明いたします。

まず、受動喫煙防止義務とした場合、民有地で喫煙した場合であっても、近くに人がいる場合は喫煙してはいけないということになります。資料としては駐車場となっていますが、御自宅の庭でも同じことになるということを御理解いただきたい。これは、かなり厳しいものになると思います。

喫煙の規制の場合ですと、喫煙を禁止されている場所では喫煙してはだめですよ。これは、道路上に人が居ようが居まいが、喫煙してはいけませんということになります。民有地で喫煙することを規制するのは難しいですから、公共の場所での喫煙はだめですよ。ということになります。

簡単に言ってしまうえば、受動喫煙防止義務になるとかなり厳しい規制になってしまいます。御自宅の庭でも周辺に人がいる場合は喫煙できないというような義務になってしまいます。

しかし、喫煙の規制ですと、公共の場所では喫煙できませんが、御自宅の庭については義務までは課せられない。そんなような違いで御理解いただければよろしいかと思えます。

(事務局米納)

補足いたします。喫煙の規制に関しては、個人宅の庭までかけるという意識は、今のところ持ち合わせてはいません。そこは例外規定として外すということとはできません。

(豊崎会長)

受動喫煙防止と言った場合に、細かいことを言えば、自分の家の中でたばこを吸って、換気扇から煙が出て隣の家にいけば、それは受動喫煙だよと言われてしまえばそれまでですから。

そこまで規制することになるのかというと、それはやはり困難だと思います。だからそのあたりは、市内全域で受動喫煙防止と言っても例外の部分は出てくるので、そのへんをうまく入れていかないと、条例としては難しくなってしまうのかなと思います。

(菅原健康福祉部次長)

受動喫煙防止の条例ですから、受動喫煙を防止することが条例の目的ですが、その手段として、喫煙を禁止することなのか、それとも、受動喫煙になる状態を規制するのか、そこを御理解いただいた中で議論をしていただければと思います。

(櫛方委員)

受動喫煙防止は、市内全域、場所に関わらずということで良いと思います。喫煙を禁止する範囲は公共の場所とか、場所をしっかりと決めていく必要があると思います。受動喫煙防止の義務というのは、やはり、市内全域で、場所に関わらず。私はこの案で良いと思います。

(栗原委員)

実例になってしまいますが、施設で建物の中は禁煙にして、建物の外に仕切りも何もない喫煙所を設置しているところがあります。そこで集団で喫煙した際に風で煙が流れてきます。あくまで喫煙場所は民有地かもしれませんが、煙が流れてくる方は、受動喫煙という形からすれば酷い被害が出ているということになりますよね。これはベランダで一人で喫煙している場合とはレベルが違います。それを一括りに民有地での喫煙と判断するのか、そういったことも考慮する必要があると思います。

ただ、個人で喫煙することを全面的に禁止するという必要はない、そこまではする必要まったくないです。あくまでも、受動喫煙の被害を抑えるためという基本があれば、話はだんだん決まってくるのかなと思います。

(豊崎会長)

たしかに、大きな会社等でまとまって吸うと、やはり、民有地と言ってもなかなか厳しい点がある。そこは会社で少し努力していただくということにはなると思います。

自分の家のベランダや玄関先で吸っているというのは、よく見掛ける光景ですけど、そこで吸っているのを、そこを通った瞬間に受動喫煙になってしまうからと、大騒ぎをする人がいるかということ、それはたぶん、あまりないと思います。ですから、そのへんは少し緩やかに考えないと、市民からの反発もあるのかなと思います。他にありますか。

(櫛方委員)

受動喫煙というものを、もっとわかってもらわないといけないと思います。受動喫煙の防止義務は市内全域にかけて、受動喫煙に対する認識をしっかりと持てるように、みんなに知ってもらうようにしないと難しいかなと思います。

(豊崎会長)

受動喫煙の防止を市内全域でかけてとなった場合、厳密なことを言ってしまうと、どこでたばこを吸ってもいけないことになる。今の状況で一気に全面禁煙と言うと、なかなか難しい点があります。やはり、吸う人にも逃げ場所をつくってあげるような条例というのにも必要ではないかと。市に税金も入ってきますし、全面禁煙というのはいさし先でもいかなというのがあります。どうでしょう、皆さん。

(石川委員)

受動喫煙に関しては市内全域を対象としていくということが望ましいと思います。ただし、罰則を考えた時に、やはりそれが実行できるような内容でないと、条例をつくってもあまり効果がないものになってしまいます。そういう意味では、特定の場所を定めて、そこでは喫煙しない、という方向で詰めていくのがいいのかなと思います。

(豊崎会長)

そういう形が一番良いパターンではないかと。前回もそういうような形で皆さん意見が一致したのではないかと私は記憶しております。

そうすると、次の「喫煙の規制」の確認、喫煙の禁止ですね。それに関する問題を考えながら、受動喫煙防止についても話を進めていく方が分かり易いのかなと思います。喫煙の規制に関して事務局の方から何かございますか。

(遠山健康福祉部長)

図1の、受動喫煙防止義務というところを、少し重く見て頂ければと思います。

図の駐車場を自分の家の庭先と考えていただくと、極端な例として分かり易いと思います。ここでお父さんが一人でたばこを吸っています。

吸う前から、すぐ脇の路上で奥様方が井戸端会議をしています。この場合、たばこに火をつけてはいけないことになります。また、誰もいないからとたばこに火をつけたら、子どもたちが道路へ遊びにきた。そうしたら、たばこは消さなければいけないということになります。これが受動喫煙防止の義務です。

例えば、自宅の庭の前の道路にいる方に「私たちがいるのになんでたばこを吸っているの、あなた」、「自分の家の庭だからって、条例上これ義務化されているのよ」。これは、また議論を片方へ寄せるようで話しづらいんですが、いさかいの火種になってもおかしくないということです。

少し極端な例を申し上げましたが「受動喫煙防止の義務」と「一定の場所での喫煙を禁止」すること、どちらも受動喫煙の防止に繋がりますが、この二つを併用することと、受動喫煙防止という目的のために「一定の場所の喫煙を禁止」する。手段として、喫煙禁止をおくことというのは大きな違いがあるということをもう一度御理解いただければと思います。

(石丸委員)

この受動喫煙防止の義務ですが、義務という強い口調ではありますが、結局罰則はなくて、マナーに対しての道徳的な規制をするもの、道徳を順守するような、そういう条例なのかなというふうに思います。

それであれば、志高くと言いますか、市全域で受動喫煙防止の義務という志を持って努めていきましょう、ということで良いのではないかと思います。

つまり、人が居なければたばこを吸っても良い。人が居ればたばこを吸ってはいけない。そういう点では、受動喫煙防止は市内全域で良いのではないかと思います。

ただ、難しいのは喫煙所を設けているような所です。つまり、そこで吸ってくださいと言っておいて、さっき言ったように、じゃあ人が通ったら吸ってはいけない、ではどこで吸うのかという話になります。

そこで、喫煙所を設けているところはどのように条例を課しているのか。先進事例がありましたら教えてください。

(事務局米納)

先行自治体の例で言いますと、指定喫煙所という形で、自治体に申請

して、認められたものを設置する事例もありますが、特に規定もない自治体もございます。

(豊崎会長)

前回の会議のとき、習志野市の場合は市が設置するのは、なかなか難しいという話にもなったかと思います。

(長島委員)

条例上、義務という言葉遣ってしまうと、結局「消さなければならない」。そしたら配慮義務という言葉になると、どういう形になるのかを教えていただきたい。

(仁王健康福祉部主幹)

義務につきましては「してはならない」、完全な禁止になります。配慮義務というのは「配慮してください」という、よりマナーに近いイメージかなと思います。

(豊崎会長)

公共の場所での受動喫煙に関してはこれを防止していくことに何ら疑問はないと思いますが、民有地での受動喫煙まで防止するのか。ここの考え方を統一しておきたいと思います。

(榎方委員)

受動喫煙は市内全域で、場所に関わらず義務とする。これが受動喫煙防止の考え方の基本ではないかと思います。

受動喫煙の防止というのは、たばこを吸ってはいけないよとは言っていないんです。吸うんだったら考えて吸いなさいということなんです。

「人に迷惑をかけるようなことはしてはいけません」ということで、これは人間の義務として、受動喫煙はしっかり防止しましょうという考え方なんです。

(仁王健康福祉部主幹)

受動喫煙防止の義務についてもレベルがあると思うんです。例えば、一番大きさに言うと、自分の家の庭でたばこを吸う場合、一緒に庭にいる人にも、たばこの煙を吸わせてはいけない。自分の家の庭なのに、友

人が遊びにきたらたばこを吸うことができない。という厳しいものから、例えば公園などで周りに誰も人がいないからたばこを吸ってもいい。だけど誰か人が来たら消さなければならない。などのレベルがいろいろあると思います。

このレベルを確認しないで受動喫煙防止の義務と決めてしまった後に、家の中にも義務が課されてしまったということではキツイかなと思います。そのあたりをもう少し、皆さんが考えている受動喫煙防止の義務というレベルを一度御確認いただけると助かります。

(豊崎会長)

公共の場所での受動喫煙は絶対に防止しなければいけない、ただ、民有地に関しては一旦線を引いておかないといけない。皆さん考えていることに違いはないと思います。

(事務局米納)

今の民有地に関しては線を引かなければ、というところですが、それはあくまで民有地の中での受動喫煙に関してという御理解でよろしいでしょうか。先ほどの櫛方委員の考え方では、民有地で喫煙した煙が公共の場所に流れてくるのも防止すべきであると、私としては受け取ったところなんです。

(佐藤委員)

個人のお宅だったらそこまで規制できないのかなと思います。私、たばこの煙は大嫌いなんですけど、でも、お庭で近所の人がたばこを吸っているところを見掛けたら、その少し前から息を大きく吸って、息を止めたままその前を通るということをしています。

せっかく気持ちよく外でたばこを吸っている人にまで「吸わないで」とは言いたくないし、これを条例で規制するのは難しいと思います。

逆に、誰も居ない公園でたばこを吸っていて、誰かが来るのを見掛けたからやめようというのはちょっと難しいので、そういう所は禁煙にさせていただいて、個人のお宅を規制の範囲に含むのは難しいと思います。

(豊崎会長)

民家まで全部というのはなかなか難しいですよ。市としてもそこまで言えないですよ。ただ、あとは民家の前を通る人たちに対してどう

するかという問題はありますが。

時間もだいぶ経過いたしましたので、ここで、関係者ヒアリングも含めて考えていきましょう。

関係者ヒアリングについて事務局より御報告お願いいたします。

(関口健康支援課長)

《配布資料》

2. 受動喫煙防止条例（仮）に係る関係者ヒアリング①
3. 受動喫煙防止条例（仮）に係る関係者ヒアリング②
4. 受動喫煙防止条例（仮）に係る関係者ヒアリング③

お手元に配布いたしました資料を御覧ください。今回、関係者ヒアリング実施の御指示をいただきまして、1月31日、2月1日、2月2日と、3回に分けて、4団体のヒアリングを実施しました。

団体名といたしましては、「新千葉県たばこ商業協同組合連合会」、「習志野商工会議所」、「習志野市商店会連合会」、「千葉県飲食業衛生同業組合」でございます。

たばこ商業組合と飲食業組合につきましては、先日の市議会において、受動喫煙防止条例に関する陳情をいただいていた団体でございます。また、商工会議所と商店会連合会につきましては、先方の御意向により、同時に実施をいたしました。

商工会議所に関しましては、団体からのヒアリング、つまり、会頭に御出席いただくような形ではなく、会議所から御推薦いただいた商工関係者より、御意見を伺う形で実施いたしました。それぞれの方よりいただいた主な御意見は、配布いたしました資料に記載しております。

(豊崎会長)

ヒアリングの内容を含めて、受動喫煙のレベル、禁煙の範囲、規制のレベルについて、議論を進めていきたいと思っております。

まず、先ほどの受動喫煙の話は少し置いておきまして、喫煙の規制、つまり喫煙禁止とする範囲とレベルについて進めていきます。

資料について、事務局から説明お願いいたします。

(関口健康支援課長)

お手元の資料の表Aを御覧ください。こちらの右側が、「喫煙禁止」

の範囲とレベルの組み合わせを示したものとなります。

これまでの審議経過から、考えられる組み合わせは①から④に絞ってございます。この①から④については、その詳細を、表Bに記載しておりますので、併せて御確認いただければと思います。

(豊崎会長)

資料にもう一度目を通していただいて。この4パターンですが、受動喫煙の方はこちらへ置いておきまして、どの範囲で喫煙を防止するかという点ですね。皆さん、全面ではないということは先ほどお考えは一致していると思いますが、この4パターンで議論していきたいと思いません。

(仁王健康福祉部主幹)

表Bの①、これが一番厳しい規制になっています。市内の公共の場所すべてで喫煙の禁止。そして、喫煙したら過料を取ります。

②、市内の公共の場所すべてで喫煙の禁止。喫煙は禁止ですが、喫煙しても過料は取らない。ただし、特定の場所で喫煙したら過料を取ります。

③、市内の公共の場所すべてではたばこを吸わないように努めてください。ただし、特定の場所でたばこを吸ったら過料取ります。

④、公共の場所には特に何の制限もかけません。ただし、特定の場所で喫煙したら過料を取ります。

この表には、受動喫煙の規制をどこにかけるという記載もされておりますが、現在保留となっておりますので、喫煙禁止の部分だけ見ますと①～④で、①が一番きつくて④が比較的緩くなっております。

(豊崎会長)

一つ確認させていただきたい。路上の喫煙に関しては、まちをきれいにする条例で何か規制する文言が入っていましたよね。喫煙に関して…なかったですか。

(仁王健康福祉部主幹)

本市のまちをきれいにする条例におきましては、市内全域でポイ捨て禁止の義務、これに違反した場合は指導になっております。そして、歩行喫煙、自転車に乗っての喫煙については努力義務で、特に重点区域は

定めておりませんので、市内全域でたばこのポイ捨ては絶対にしないでください。歩行喫煙しないように努めてくださいというような規制がかかっています。

(豊崎会長)

なるほど。はい、どうぞ。

(石丸委員)

受動喫煙と喫煙禁止の齟齬がないように考えますと、もし公共の場所を努力義務とすると、受動喫煙の義務を市内全域にかけた場合齟齬が出てくると思いますので②が適当かと思います。

(栗原委員)

やはり①～④まで見ると、受動喫煙に対する考え方からすると、②が一番合理性があると思われまして、実効的にできるかと思えます。特定の場所をどの範囲に絞るかというのは、また問題になると思いますが、喫煙する人、しない人、お互いに思いやった条例をつくるという形では、②で、特定の場所のところなるべくすり合わせていくのがよろしいのではないのでしょうか。

(仁王健康福祉部主幹)

関係団体とヒアリングをさせていただきまして、その感想なんですが、特に、新千葉県たばこ商業協同組合さんは、排気ガスとたばこを比較する中で、たばこだけ悪者にされるのはおかしい、そこは同列で見てほしいという言い方をしていました。

自分たちはどこでもたばこを吸わせろと言っているわけではない。きちんと分煙を進めているので、吸える場所、吸えない場所という環境整備をしてほしいというのが、非常に強い要望だったかなと思います。

商工会議所さんと商店会連合会さんは、市内全面禁煙というのは非常に厳しい。市内全域の公共の場所での禁煙は厳しいという意見がありました。こちらの方も吸える場所は用意してほしい。そうであればある程度は許容できると言っておりました。

飲食業衛生同業組合さんは、ちょっと変わっておりまして、お店の中を禁煙にしなければ、外はもう禁煙でいいよと。逆に、他市と足並みを揃えてやるべきだと。

そこで、他市の状況はどうかと言うと、市内全域で喫煙の禁止を義務化しているところは、千葉県内ではありません。重点区域を設けてその中を禁煙というところがほとんどです。

また、この②のパターンにして、喫煙禁止を市内全域にかけた場合、罰則が伴わないものになりますので、パトロールをどの程度かけるかというものにもよるんですが、市内全域をパトロールしなければならないとなると、かなり広範なパトロールが必要になってくるというのはございます。

(豊崎会長)

各団体も希望しているように、なんとかうまい具合に分煙できるスペースをつくっても良いのかなとは思いますが。パトロールは別の問題にはなりませんね。

(櫛方委員)

私も②が良いと思います。結局、文句言う人はいると思いますが、やはり罰則がないとダメじゃないかなと思います。そこのところはしょうがないなど、世の中に不公平はあるなど、捕まった人はそう思うしかないと思います。

(豊崎会長)

市の方で今考えている公共の場所を説明してください。

(仁王健康福祉部主幹)

一般的に公共の場所と言われると道路、公園、公共施設というところは含まれてくるかと思えます。

(豊崎会長)

たぶん、今までの皆さんのイメージとしては、道路、公園、公共施設という、普通に公共の場所というのはイメージできると思います。

これ、公共の場所と特定の場所とかぶってくると思うんですね。特定の場所を過料とした場合、そこは過料になる、ここは過料にならないということになってくると、ちょっと線引きが難しいかなというところが無きにしても非ずなんですが。特定の場所をまず示していただいて、そこから進めていくような形がよいかと。

(仁王健康福祉部主幹)

特定の場所というのは任意でかけられる範囲になっております。ただ、一般的に特定の場所と言って他市が過料を取っているのは、駅前のある程度の範囲になっております。

(豊崎会長)

そういう所で駅前などに喫煙場所をつくっているところはありませんか。

(仁王健康福祉部主幹)

都内だとあります。千葉の場合はないと思います。ちょっと聞いた話ですが千葉市さんが海浜幕張の駅前に、今度、オリンピックに合わせて喫煙所をつくるという情報はいただいておりますが、まだ設置されてはいないと思います。

全市に確認をしていませんので正確ではありませんが、担当からわかる範囲で報告をさせます。

(事務局米納)

県の方から一度照会があって、その結果を記憶している限りでは、特に自治体として重点区域内に指定喫煙場所を設けているというような事例は把握はしておりません。

(豊崎会長)

駅に喫煙場所を設置している所って、そんなにないですよ。都内は時々ありますけど。

(遠山健康福祉部長)

特定の場所について説明させてください。まず、なぜ駅なのかということ。これは受動喫煙の影響が大きいであろう。要は、人が集まる場所だと。そのような観点で定めているということ念頭に置いていただきたい。駅が全てということではございませんが、実態としては駅周辺で過料を取りながら規制をかけているという自治体が大変多いです。

あわせて学校周辺と書いたのは、これは駅とは違って人が集まるというより、子どもに配慮をした。子どもには十分な配慮をしなければいけ

ないという観点から例示をしたものでございます。

特定の場所にはこのような二つの観点があって、駅、学校周辺という例示をしているところです。

(豊崎会長)

特定の場所に関しては、駅周辺と学校周辺。他に何か、ここもあるよというのがありますか。これは結局、罰則をとるということからいくと、この2箇所、皆さんよろしいでしょうか。

(事務局米納)

他の自治体としてどういう事例があるかという続きになってしましますが、学校周辺をかけるということであれば、千葉県内には今のところありませんので、習志野オリジナルという形になります。

都内などを見てみると、区内全域を重点区域にしているところもあります。あとは審議会の皆さんがどこをかけるべきかというところをいただければと思います。

(石川委員)

学校周辺とした場合、周辺の民有地との兼ね合はどう考えていますか。

(菅原健康福祉部次長)

この特定の場所というのも、公共の場所のうちの一部を特定の場所と言うことに、まず御理解いただきたい。一般的住宅について喫煙を禁止するという趣旨のものではないということをお理解いただきたいと思えます。

(石丸委員)

学校には大学も入りますか。大学は学校の自治というものがあって、そこに対して、何か指導が入るとするのはそぐわないなと思えますが、いかがでしょうか。

(菅原健康福祉部次長)

ここの趣旨は学校そのものではなく、学校周辺の道路です。

(事務局米納)

ちょっと確認をさせていただきたいんですが。今、検討していただいているのは、あくまで過料を取る特定の場所として、学校周辺も設定した方が良いのではないかとということによろしいですか。

(豊崎会長)

はい。ですからやはり、駅前だけ過料で、学校周辺は過料じゃないというのも一つの方法としては可能とは思いますが。

他に、そこは過料を科すべき、と考えていかなければいけない場所がありますか。

(仁王健康福祉部主幹)

習志野市内には公立の小学校が16校、中学校が7校、私立も含めるとかなりの数になります。その周辺を過料の範囲とすると、かなり広範囲での規制となってしまうと思いますが。バランス的にどうかなと思いますが。

(榎方委員)

保育所とか幼稚園などはどうなるのでしょうか。

(事務局米納)

そこは審議会の皆さんの中で、御議論いただければと思います。

(豊崎会長)

それは、ちょっと過料の話は置いておいて、特定の場所に関しては、保育所、幼稚園を含めるかどうかということですが、いかがですか。

(菅原健康福祉部次長)

特定の場所イコール過料を取る場所。過料を取るのはどこが良いのかということで、委員の皆様の御意見をいただければと思います。

近隣の状況ですと駅周辺が一般的ですが、いや、習志野は子どもの施設周辺を全部、過料をとる場所として、特定の場所にしましょうとか。そういうようなことでもよろしくお願いします。

(豊崎会長)

特定の場所イコール過料ということですね。そうした場合に、確かに、小中学校、保育所、幼稚園をぐるり回っていったら、ほとんどの道路が過料になってしまいそうな感じですね。それはそれでも良いのかもしれませんが。

ただ、過料にしてしまうとやはり、パトロールしたり、こちら側としてもやる義務が増えてきますので。それを考えると過料の部分は範囲を狭めても良いかなと思います。

(栗原委員)

あくまでも学校の周りの道路だけとすれば、かなり範囲も狭くなるような気はします。その範囲を網掛けして、地図上でここまでという形にするのであれば、そんなに広範囲にしなくても良い気もします。

(豊崎会長)

例えば、学校の周りを囲んでいる道路ということにすれば、そんなに範囲は広くないということですか。

(事務局米納)

学校にもよるかとは思いますが、かけ方次第だと思います。

(柏木委員)

学校とか幼稚園に過料を科すことには賛成なんですけど、道路などに時間帯の交通規制がありますよね。学校は朝から晩まで子どもたちや先生がいるわけじゃないと思うので、もし過料にするのでしたら、時間規制を設けたらいかかなと思うんですが。

(吉見委員)

今の御意見にちょっと感じたことなんですけど、小学校や中学校の体育館というのは夜間も活動があるんですね。大人のグループが借りていたり、小中学校の子どもたちが別のサークル活動をしていたり。

そこで問題になったのが、お迎えにきた大人が敷地内でたばこを吸えないから校門を出たところで吸っている。そこを子どもたちが通りますから、お母さん方からいろいろ意見が出たこともありました。だから、時間帯で区切るのはちょっと難しいと思います。

(豊崎会長)

まず、特定の場所イコール過料ということで考えた場合に、駅に関しては皆さん異論はないのかなと思います。では、学校、保育所、幼稚園を含めたその周辺の道路だけ特定の場所として過料とする。他市にはない、新たな試みとしてやってみても良いとは思いますが。

この会としては、学校周辺の道路、ぐるり一周の道路に限っては過料という範囲として考える。このような形でよろしいでしょうか。

(石川委員)

道路なのですが、市内道路すべてということになるのか、道路っていうと私道も農道も全部入っちゃうんですね。畑の中の道路まで。ある程度、公共の市道、県道とかで考えて良いのかなと。

(豊崎会長)

私道云々ということになると、ちょっと把握しきれない点もありますね。そこは、道路一括りでどうでしょうか。よろしいでしょうか。

(佃委員)

まちをきれいにする条例でポイ捨てと路上喫煙を禁止していますが、これは過料の実績はあるんですか。受動喫煙の条例ができて皆さんが守れるのか、素朴な疑問です。

(仁王健康福祉部主幹)

まちをきれいにする条例では、過料を科していませんので、今まで過料を取った例はありません。

(豊崎会長)

あと一つ。公共の場所が決まったことに関して、つぎは民有地をどうするかというのがありますよね。今までのお話しですと、民有地に関しては喫煙規制はできないだろうということでしたね。

(事務局米納)

民有地の議論をされるのであれば、表Cを見ながら御議論いただくのが整理できてよろしいかなと思いますので是非御覧ください。民有地の中でもこんな種類の土地があるよね、こんな性質の土地があるよという

ことで色分けをしております。

(石丸委員)

喫煙の禁止区域については、特に民有地という表現は無くても、そこに関しては問題ないのかなと思います。

少し戻りまして受動喫煙防止義務のところでは、先ほどの議論ではまだ市内全域だよという話でしたので、民有地を定義する場所と言いますか、それがどの部分になるのかなと思ひまして。

(事務局米納)

民有地に関しては、考え方が二つあるかと思ひます。まず、喫煙の禁止、規制の関係での民有地の中での話と、もう一つはヒアリングの中でも出ましたが、民有地の中に灰皿を設置している場合の取り扱いの二つがあるかと思ひます。

どちらを議論していただくか、あるいは両方ということにはなるかと思ひます。表Cを見ていただいて、民有地というところが関わってくるのがこの公共性の高い民有地です。ここでは、個人宅のお庭ですとかそういったところは入ってはこないのかなというふうには考えているところです。

(豊崎会長)

結局、公共性という場所を含めて考えたときに、多くの人が入り出すであろうお店の前とかお店の周辺。そういった所で灰皿を置いている所もありますし、そういったことに関して禁煙、喫煙をどうするかという点ですね。

(石丸委員)

公共の場所も過料を取らない、喫煙禁止の義務ということになりましたけど、その公共の場所に隣接した民有地等があるからということですね。

(豊崎会長)

そういうことです。

(石丸委員)

了解しました。はい。

(豊崎会長)

先ほどまでの議論でいけば、公共の場所に隣接した民有地でも、この喫煙禁止の義務ということからすれば、そこから外れているわけですよ。喫煙禁止の義務としている場所から外れている場所、それに隣接してもそこから外れている場所に関しては、一応喫煙を禁止する場所ではない。公共の場所に隣接した民有地であってもですね。そういう考え方になるかと思います。

(吉見委員)

そういう場所でも分煙のできる所とできない所があると思うんです。それによって、分煙ができる所はやはりそうしていただければ良いですし、分煙のできない所をどうしたら良いかなと。

(豊崎会長)

そうですね。例えばコンビニの前の灰皿とかですよ。

そのあたりに関しては、どこまで条例として禁止していくのかという点が一番の問題になってくると思います。やはり基本的には民有地に関して、市として「禁止です」とはなかなか言えないですよ。ですからそこは、その民有地の持ち主がそれなりの努力をしていただくようお願いするというのが、一般的には妥当な線かなというふうに私は考えるんですが。

(石丸委員)

千葉県飲食業衛生同業組合のヒアリングの中で、市から要請があれば「店の前に灰皿を置くのは禁止」という通達を出すことができるという意見。こういう通達があると、今まで灰皿を設置していた店が、意外に掃除も大変だったし、こういう条例ができたからという理由で灰皿を撤去する理由になる、そういう考え方はあるんだなと思いました。

しかしながら、一方で、喫煙できる場所を設けること、という要望もあります。それが叶えられないのであれば喫煙を規制するのは難しいと思うところがあります。環境整備を行うから強制的な喫煙規制を実行できるところもあるのではないかなと思いました。

そこで、要望としましては、喫煙できる場所の設置について課題になっているということを議事録等にも残しておくのが大事なのではないかなと思います。そうすれば今回の条例の中でそれができなくても、それは引き続き、検討課題として引き継ぐことができるのではないかと思います。

(豊崎会長)

そろそろ、時間になってまいりましたので、今までの考え方を、一通りまとめて考えてみたいと思います。

まず、受動喫煙に関しては、市内全域で防止していく。喫煙禁止に関しては公共の場所、つまり道路、公園、公共施設を規制する。ただし、道路に関しては、私道に線を引くといろいろ混乱するので、道路として一括りに考える。そして、過料については駅前と学校周辺の道路に限る。

あとは、公共の場所に接した私有地が問題になってくるわけですが、これに関しては、市としては、条例で禁止までは持っていけない。私有地の方にどのように対応をしてもらうか、もしくは、私有地の方に受け入れてもらえるように、市がどこかに分煙できる場所をつくるか、という点になってくるかと思います。ただ、この分煙の場所が難しいですよ。

さて、審議会の開催はあと1回でしたか。

(事務局米納)

必要であれば必要な回数開催いたします。もちろん、時間の問題もありますが。

(豊崎会長)

ただ、パブリックコメントに出すというのはデッドラインが決まっているわけですよ。

(事務局米納)

もともと3月1日から1か月ぐらいで予定はしていたところです。現時点での御審議の状況を見させていただきますと、あとは保留にされている受動喫煙防止の義務のところ、その辺りがある程度方針として決めていただければ、予定どおりパブリックコメントにかけることができる

のではないかと考えています。

(豊崎会長)

ある程度、具体的なところがわかってきたと思うんですが、一番問題なのが受動喫煙の絡みになってくると混乱すること。それを次回でなんとかまとめられればとは思いますが。そろそろ時間になりますので、最後になにかありましたら。

(栗原委員)

だいたひ内容の具体性が見えてきたと思うんですが、私としては、市で喫煙場所を設けるのは反対です。今、どこの施設に行っても、大きいところだと喫煙室があるんですよ。ショッピングセンターなどは、そういった施設を持つことによって、ある意味利益が上がると考えているから、そういった施設をつくっているわけであって、市がそれをつくるとするのは、条例をつくっていることと、相反するのかなと思います。

また、市の負担が大きくなってきますし、あくまでも、健康のために、子どもたちのためにという理念があると思いますので、そちらの方で話を進めるのが良いかなと思っております。

(豊崎会長)

それでは最後に事務局から、連絡事項はございますでしょうか。

3. その他

(関口健康支援課長)

先ほど、スケジュール等について御説明しました。このあと、もう1回審議会を開催して、パブリックコメントにかけて、そのあと最後に答申という形になろうかと思います。

次回の審議会については未定ですが、この後調整させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

4. 閉会

(豊崎会長)

これで平成29年度第3回習志野市健康なまちづくり審議会を終了いたします。本日は長時間にわたり、どうもありがとうございました。